

令和4年度

事業計画書

## 事業体系図



## I 中小企業の振興に係る支援に関する事業【43,170千円】 (定款第4条第1号関連)

### 1 創業者の支援に関する事業

#### (1) 創業相談

##### ① ワンストップ相談窓口

創業に必要な事業計画の作成や資金繰り等について、相談日数を拡充し創業専門相談員（中小企業診断士）が指導・助言を行う。

##### ② 創業メール相談

創業に関する簡易な案件について、電子メールによる相談を行う。

##### ③ 創業者フォローアップ支援事業

「創業支援資金融資あっせん」を利用した事業者を対象に、創業後1年以内の期間に創業専門相談員を派遣し、経営状況の確認と必要に応じた支援を行うことにより、経営の安定化を図る。

#### (2) 創業セミナー

創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として創業セミナーを開催し、創業意欲の向上を図る。

### 2 中小企業の経営支援に関する事業

#### (1) 融資あっせん・経営相談等

中小企業診断士による経営相談のほか、新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせん、事業転換補助事業の受付事務を拡充、区の制度融資あっせんの受付業務等を行う。

#### (2) 経営・技術等専門家派遣(経営支援コーディネーター)

資金繰り、販路拡大（プロモーション含む）、IoTの活用、事業承継等の課題について、主に訪問による総合的経営支援アドバイスを行う。

#### (3) 環境・品質認証取得支援

中小企業が、ISO、エコアクション21、エコステージ、プライバシーマークなどの情報セキュリティに関する認証を取得する際の経費を助成する。また、ISOについては、認証継続の負担となっている更新費用について一部助成を行う。

#### (4) セミナー・講習会

販路拡大や事業経営などを念頭においていた課題別セミナーを開催する。

#### (5) 産業活性化事業者育成支援事業

産業団体等が会員事業者の育成を目的に実施する講演会・研修会等の費用の一部を助成することにより、事業者の経営基盤の強化など区内産業の活性化を推進する。

### 3 商店街の振興に関する事業

#### (1) 商店街経営学校

##### ① セミナー

商店街の人材育成や商店街の機能を支える商店街マネジメントに対応するた

め、商店街経営に必要な知識等を習得するセミナーを開催する。

② 顧問的診断士派遣（旧：産業活性化アドバイザー派遣）

商店街の状況に合わせて中小企業診断士を派遣することにより、商店街に対する専門性の高い支援（先進事例の紹介、訪問指導・診断、助言、計画策定の支援）を行う。

(2) 人材・組織育成のための商店街支援（産業活性化事業者育成支援事業【再掲】）

商店街振興組合等が会員の育成を目的に実施する講演会・研修会等の費用の一部を助成することをとおし、事業者の経営基盤の強化など区内産業の活性化を推進する。

## II 中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業【10,938千円】

（定款第4条第2号関連）

### 1 世田谷の産業の紹介に関する事業

#### (1) ものづくり事業所の紹介

ものづくり事業者を紹介する情報交流サイト「Setabiz（セタビズ）」等により事業者をPR、支援する。

#### (2) 産業・観光情報コーナーの運営

産業振興及びまちなか観光を促進するための拠点として、世田谷の魅力や区内産業に関するパンフレットやチラシ等を配架するとともに、まちなか観光のPR等の情報発信を行う。

### 2 産業経済情報の提供に関する事業

#### (1) せたがや産業情報紙の発行

区・東京商工会議所世田谷支部・公社の三者共同により、区内中小企業の景況や融資制度、各種セミナー等の情報発信をとおし、産業の活性化を図るとともに、世田谷区内産業に関する情報を幅広く紹介するなど、世田谷の産業に対する住民理解の促進を図る。

## III 中小企業の振興のための交流の推進に関する事業【10,004千円】

（定款第4条第3号関連）

### 1 産業交流の支援・促進に関する事業

#### (1) 産業交流イベント事業

産業団体青年層が取り組むイベントに区と連携し、必要な協力をを行い区内産業の交流や発展、区内産業に対する住民理解の促進を図っていく。

#### (2) 世田谷産業プラザ会議室等の運営

事業者や産業団体が行う研修や会議などの会場として貸出しを行う。

#### (3) ものづくり事業等への支援（ものづくり事業所の紹介【再掲】）

世田谷のものづくりを紹介する冊子の改訂版を発行するとともに、冊子に掲載する事業所紹介を目的としたパネル展を開催する。

## 2 産業交流の場に関する事業

### (1) 産業交流展等への参加

区内事業所が、新たなビジネスチャンスの獲得や異業種交流の場として、東京都や東京商工会議所等が主催する産業交流展への出展を支援する。

## IV 雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業【75,361千円】

(定款第4条第4号関連)

### 1 雇用・就労に関する事業

#### (1) 三軒茶屋就労支援センター(三茶おしごとカフェ)の運営

若年者や女性、シニアの就職支援強化及び区内事業所の雇用を支援するための就労相談窓口や情報コーナー、ハローワークの職業紹介窓口「ワークサポートせたがや」を併設するなど、区内就労支援サービスの拠点施設を運営する。

#### (2) 正規雇用促進助成

求職者の正規雇用を促進するため、有期契約労働者を正規雇用労働者へ転換後、研修等を実施した事業主に対して補助金を交付する。

#### (3) 若年者就労支援

三軒茶屋就労支援センターにおいて就職を目指す45歳までの若年者に対し、いろいろな働き方についてのカウンセリングを実施する。

#### (4) キャリアカウンセラー出張相談

通常の窓口相談のほか、区内施設や就労関連イベントにキャリアカウンセラーが出張し、就労相談を実施する。

### 2 セミナーや相談会に関する事業

#### (1) 就職面接会、セミナー等の実施

ハローワーク渋谷との共催により、区内を中心とした採用に積極的な優良中小企業とのマッチングの場を提供する。また、主に区内事業所の求人開拓と今年度より高齢者が希望する求人を重点的に開拓するとともに、求職者向けセミナーのほか企業向けセミナーも開催し、就労・雇用の両側面から支援を行う。

#### (2) 社会保険・労働相談、メンタルケア相談の実施

##### ① 社会保険・労働相談

社会保険労務士による、労務管理や社会保険に関する相談・指導サービスとして、予約不要の個別相談及び事前予約制の訪問相談、個別相談を実施する。

また、自社でハラスマント相談窓口を設置できない区内中小事業者に対し、公社が相談窓口となることで、事業者が従業員の労働環境を改善することを支援する。

・個別相談 毎週火・金曜 午後1時～5時（世田谷産業プラザ）

（予約不要） 每月第1日曜 午後1時～5時（烏山区民センター）

- ・訪問相談 ◇ 事業所 毎週月～土曜 午前9時～午後8時  
(事前予約) ※ 1事業所年度内3回まで
- ・個別相談 毎週月・水・金曜 午前9時～午後5時(世田谷産業プラザ)  
(事前予約) 每週火・木曜 午前9時～午後8時(世田谷産業プラザ)
- ② メンタルケア相談  
就職活動や職場の人間関係等で悩みや不安を抱えている方に対し、臨床心理士によるメンタル面でのカウンセリングを行う(予約優先)。  
・個別相談 毎週月・木曜 午前10時～午後3時(世田谷産業プラザ)

## V 中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業【132, 334千円】

(定款第4条第5号関連) <セラ・サービス事業>

### 1 会員の維持・拡大

令和3年度末に見込まれる会員の減少に対し、会員・非会員等のカテゴリーを設けてアンケートを実施し、利用したい事業や加入の誘因となる方法を探り、実施可能なものを行って令和2年度当初会員数の回復を目指す。

### 2 余暇活動助成に関する事業

#### (1) レジャー施設等利用補助

遊園地や船宿等の利用料金を補助する。

#### (2) 飲食店等利用補助

グルメ指定店の利用料金の補助や、特産品・プリペイドカード等を割引販売するが、コロナ禍での在宅需要を踏まえ、特産品事業を拡大する。

#### (3) チケット購入補助

野球・観劇・コンサート等のチケットを割引販売する。

#### (4) 旅行補助

宿泊施設や日帰りバスツアー等の利用料金を補助する。

※(1)(3)(4)については、コロナ禍での執行状況を踏まえ、縮小する。

#### (5) 民間サービスの活用

育児・介護・スポーツクラブの利用について民間サービス事業者に委託し、サービスを拡大する。

### 3 健康維持増進に関する事業

#### (1) 健康診断等補助

人間ドックや定期健康診断の受診料を補助する。

#### (2) 健康増進施設等利用補助

マッサージ施設や温浴施設等の利用券を割引販売する。

会員及び区内中小企業で働く勤労者に対し、ワクチン職域接種等を実施する。

### 4 自己啓発促進に関する事業

- (1) 資格・検定試験受験料補助  
資格・検定試験の受験料を補助する。

5 納付に関する事業

- (1) 慶弔等給付  
会員やその家族の慶弔事由に対する給付金を支給する。

6 会費等の繰り越し

令和3年度に執行できなかった会費の繰り越し及び基金化の検討を行う。

**VI 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業【30,175千円】  
(定款第4条第6号関連)**

1 世田谷の魅力再発見に関する事業

(1) 世田谷まちなか観光の推進

① 観光資源管理

世田谷まちなか観光交流協会の参加団体との連携を促進し、区内観光資源の磨き上げを行う。

② 観光情報発信

コロナ禍において、区民が身近な地域の魅力を知り、区内で楽しみ・消費することに繋がるよう、既存の各種観光冊子増刷、観光ホームページの運用、SNS等様々なメディアを活用した地域情報の発信を推進する。

③ 受入環境整備

観光案内所の運営、観光ボランティアガイド事業など、区民や区外からの観光客が世田谷の観光を安心して楽しむための受入環境整備を、区民の力を活用しながら実施する。

④ 地域活性化

地域担当制により職員が各地域の事業者を回ることで、事業者の抱える課題・ニーズを把握するとともに、地域の魅力発掘やせたがやPay加盟店の増加・利用促進を行う。

(2) 世田谷ブランドの活性化

世田谷ゆかりの逸品を世田谷みやげとして指定し、区内外へ広くPRすることにより、世田谷の魅力を発見するきっかけづくりや、まちなか観光への積極的な活用を目指す。さらに審査体制の拡充、冊子内容と配布先の拡充等を進め、より訴求力のあるみやげにする。

また、「ふるさと納税制度」の寄附記念品として、観光ボランティアガイドや世田谷みやげをふるさと納税対策でより活用する。